

# 千葉県公安委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の概要

千葉県公安委員会等の所管する事務に係る申請・届出その他の手続をオンライン等により行う場合に係る必要な事項は「千葉県公安委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」（以下「規則」という。）に規定しております。

国において、デジタル技術の効果的な活用を推進するため、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に係る主務省令が改正（令和5年12月）されました。

これを踏まえ、規則における所要の規定の整備を行うとともに、処分通知等の電子化を促進するため一部の改正を行ったものです。

## 1 規則の改正案の内容

### （１）アナログ規制見直しへの対応

電磁的記録の作成等を行う手段について、磁気ディスク等に限らず広く対象となるよう「電磁的記録媒体」に改めることにより、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確にしました。

### （２）電子署名の定義の整理

規則で規定されている手続等に用いられる電子署名（※）について、以下の２種類の署名が利用可能であることを明確にしました。

- ① 政府認証基盤（GPKI）の官職証明書に基づく電子署名
- ② 地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の職責証明書に基づく電子署名

### （３）処分通知等を行う電子署名に係る要件の緩和

県から発出する処分通知等を行う電子署名に関する要件を緩和しました。

具体的な緩和内容は以下の３点です。

なお、②及び③は、主務省令の改正内容には含まれていませんが、処分通知等の電子化を促進するために改正を行う事項です。

- ① 立会人型電子署名（第三者が県に代わって署名を行うもの）の利用を可能にするため、電子証明書の添付に係る規定を見直しました。
- ② 軽微な内容の処分通知等について、電子署名を省略可能にしました。
- ③ 一定の要件の下において、デジタル技術の進展により電子署名と同程度の確認機能を有する措置を用いて電子署名を代替することを可能とする規定を設けました。

※電子署名：電子文書にされる電子的な署名。紙文書の場合の押印やサインに相当し、文書の改ざんを防止します。

## 2 施行予定日

令和7年4月1日